

令和7年2月定例会

厚生委員会資料
(保健所)

秋田市感染症の診査に関する協議会条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる区分により、市長が任命する。</p> <p>(1) 感染症指定医療機関の医師 <u>5人以内</u></p> <p>(2) 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（前号に掲げる者を除く。） <u>2人以内</u></p> <p>(3) 法律に関し学識経験を有する者又は医療および法律以外の学識経験を有する者 <u>2人以内</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3条および第4条 (略)</p> <p><u>(部会)</u></p> <p>第5条 <u>協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。</u></p> <p><u>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</u></p> <p><u>5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した当該部会に属する委員のいずれかの1人がその職務を代理する。</u></p> <p><u>6 第3条第2項および第3項ならびに前条の規定は、部会の会議について準用する。</u></p> <p><u>7 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる区分により、市長が任命する。</p> <p>(1) 感染症指定医療機関の医師 <u>3人以上</u></p> <p>(2) 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（前号に掲げる者を除く。） <u>1人以上</u></p> <p>(3) 法律に関し学識経験を有する者又は医療および法律以外の学識経験を有する者 <u>1人以上</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>第3条および第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>